

生活交通ネットワーク計画
 (地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定) 平成25年 6 月 28 日

(変更) 平成26年 3 月 5 日

(名 称) 燕市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 燕市長 鈴木 力

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

燕市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成18年3月20日に旧燕市、吉田町、分水町の3市町が合併して面積110.94 k m²の燕市が誕生しました。

地勢は平坦地が大半で、可住地面積割合は県平均35.6%に対して燕市は93.8%と県内市町村では最も高く、市街地や集落が市内一円に広く分散しています。

人口は、国勢調査によると平成12年の約84,300人をピークに減少に転じ、平成22年には82,000人を割り込み、10年間で約3%減少している一方で、平成22年の高齢化率は25%に達し、全国平均を上回って高齢化が進行しています。

燕市においては、新潟市等へ通じるJR越後線と三条市等へ通じるJR弥彦線が交差し、市内外を結ぶ幹線的な公共交通機関となっており、路線バスは鉄道網の空白部分を埋めるように2社のバスが乗り入れています。しかし、市内各駅の鉄道乗車人員、路線バスの利用者は、いずれも概ね減少傾向で推移しています。

一方、市では、合併前から旧市町で運行していた各地区内を巡る巡回バス8路線を合併後も引き続き運行してきました。加えて、合併を機に、平成19年10月から市内の総合病院や駅などを結んで市全域を縦貫する循環バス「スワロー号」の運行を開始しました。

循環バス「スワロー号」の利用者は徐々に増えているものの、地区内巡回バスの利用者は年々減少し続け、平成18年度には年間5万人以上いた利用者は、その後5年間で半数近くまで減少していました。

地区内巡回バスに関しては、便数が1日2往復と少ないこと、バス停が近くにないこと、各町内や集落を細かく網羅しているため、目的地までの乗車時間が冗長であることなどの問題点を抱えていました。

このため、利用者の減少に歯止めがかからない地区内巡回バス8路線全線を平成25年3月末に廃止し、これに代わって鉄道や路線バスの空白区域内を移動するフィーダー(支線)的な公共交通として、市内一円をエリアとするデマンド交通を同年4月から新たに運行しました。

このデマンド交通は、利用者の満足度も非常に高く、運行開始以来利用者が順調に増加を続けていますが、その結果として当初の運行台数(5台)では運行がひっ迫し、予約が取りにくい状況になってきていることから、増車とこれに伴う新規事業者の参入を図ることで住民の生活交通手段を確保していくことが必要です。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

デマンド交通の1日当たり平均利用者数を次のとおりとします。

平成26年度(H25.10~H26.9) 150人以上(年換算36,600人以上)

[参考値] 平成24年度地区内巡回バス年間利用者数 98.6人(年間26,278人)

(2) 事業の効果
<p>デマンド交通を新たに運行することにより、利用者が減少していた地区内巡回バスに代わる交通体系を確立し、高齢者をはじめとする市民の通院・通学や買い物などの生活活動を支えるとともに、公共交通空白地域の解消を図ります。</p>
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 燕市地域内フィーダー系統確保維持計画補足資料（別紙1）を添付</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
<p>(該当なし)</p>
6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
<p>(該当なし)</p>
7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>(該当なし)</p>
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
<p>(該当なし)</p>
(2) 事業の効果
<p>(該当なし)</p>
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>(該当なし)</p>

1 1. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 24 年 4 月 27 日（平成 24 年度第 1 回） 地域公共交通調査事業の申請について承認
- ・平成 24 年 8 月 23 日（平成 24 年度第 2 回） デマンド交通の運行開始、循環バス路線の路線変更について承認
- ・平成 24 年 11 月 9 日（平成 24 年度第 3 回） 地区内巡回バスの廃止について承認、燕市公共交通基本計画（案）について協議
- ・平成 25 年 3 月 26 日（平成 24 年度第 4 回） 燕市公共交通基本計画について承認
- ・平成 25 年 6 月 24 日（平成 25 年度第 1 回） 燕市地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・平成 25 年 10 月 3 日（平成 25 年度第 2 回） 幹線系統の循環バスの一部改正及びフィーダー系統のデマンド交通の増車とこれに伴う新規事業者参入について承認

1 2. 利用者等の意見の反映

循環バス・地区内巡回バスの見直しに向けて、平成 23 年 9 月に住民アンケート調査を実施しました。（配付数 1,055 件、回収数 602 件、回収率 57%）

平成 24 年 7 月に通学方法に関する高校生アンケート調査を実施し、これに基づきデマンド交通に通学時間帯の便を設けました。（配付数 374 件、回収数 299 件、回収率 80%）

同年 8 月に公共交通全般に関する住民アンケート調査を実施しました。（配付数 3,000 件、回収数 1,230 件、回収率 41%）

同年 11 月から翌年 3 月にかけて、市内各地で新しい公共交通システムに関する説明会を開催し、意向把握した内容に基づき、循環バスの路線変更やデマンド交通の実証運行に反映しました。（開催回数 70 回、住民参加人数延べ 1,576 人）

平成 24 年 12 月から翌年 1 月にかけて、本計画の上位計画に位置付けている「燕市公共交通基本計画」の策定に向けてパブリックコメントを実施しました。（寄せられた意見なし）

平成 25 年 2 月のデマンド交通の実証運行中にデマンド交通と地区内巡回バスそれぞれの利用者にヒアリング調査を実施し、満足度や意見・要望を聴取しました。

1 3. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県三条地域振興局企画振興部長
関係市区町村	燕市長
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社燕三条駅長、公益社団法人新潟県バス協会事務局長、新潟交通観光バス株式会社常務取締役、越後交通株式会社三条営業所長、越佐観光バス株式会社代表取締役、株式会社燕タクシー代表取締役、新潟県燕警察署長、燕市都市整備部長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	住民代表、独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院事務局長、新潟県立吉田病院事務長、日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会事務局長、燕市企画財政部長、燕市商工観光部長、燕市健康福祉部長、燕市教育委員会教育次長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成26年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (燕市)	株式会社 燕タクシー	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー	9,762.0	①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	株式会社 中央タクシー	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	中越交通株式会社	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	まきタクシー有限公司	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	地藏堂タクシー有限公司	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	弥彦タクシー株式会社	<u>燕市デマンド交通 おでかけきららん号</u>	<u>地域内 フィーダー</u>		<u>①補助幹線のフィーダー</u>	<u>地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有</u>	<u>①新たに運行を開始</u>
				9,762.0			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (燕市)	株式会社 燕タクシー	燕市デマンド交通 おでかけきらん号	地域内フィーダー	10,388.0	①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	株式会社 中央タクシー	燕市デマンド交通 おでかけきらん号	地域内フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	中越交通株式会社	燕市デマンド交通 おでかけきらん号	地域内フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	まきタクシー有限公司	燕市デマンド交通 おでかけきらん号	地域内フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	地藏堂タクシー有限公司	燕市デマンド交通 おでかけきらん号	地域内フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	弥彦タクシー株式会社	<u>燕市デマンド交通 おでかけきらん号</u>	<u>地域内フィーダー</u>		<u>①補助幹線のフィーダー</u>	<u>地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有</u>	<u>①新たに運行を開始</u>
				10,388.0			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
新潟県 (燕市)	株式会社 燕タクシー	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー	10,474.0	①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	株式会社 中央タクシー	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	中越交通株式会社	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	まきタクシー有限公司	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	地藏堂タクシー有限公司	燕市デマンド交通 おでかけきららん号	地域内 フィーダー		①補助幹線のフィーダー	地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有	③補助金の交付を受けたことがある
	弥彦タクシー株式会社	<u>燕市デマンド交通 おでかけきららん号</u>	<u>地域内 フィーダー</u>		<u>①補助幹線のフィーダー</u>	<u>地域間幹線系統(長辰～燕三条線)と全停留所を共有</u>	<u>①新たに運行を開始</u>
				10,474.0			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。